

(仮称) 児島学校給食共同調理場整備運営事業にかかる特定事業の選定について

1 特定事業の選定（PFI法第7条）

事業名称 （仮称）児島学校給食共同調理場整備運営事業

2 特定事業の評価（PFI法第11条）

(1) 評価方法

財政負担額の縮減や公共サービス水準の向上などを視点に、定量的、定性的評価を行った。

(2) 評価内容

ア 定量的評価（VFM評価）

市の直接実施による事業費	100.0%
PFI事業による事業費	95.0%
VFM（削減割合）	5.0%

イ 定性的評価

(ア) サービスの質の向上・維持

事業者が有する設計、建設、維持管理、運営の専門的な知識やノウハウを活用することにより、本施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性が図られ、良質かつ効率的な学校給食サービスが期待できる。

(イ) 設計・建設・維持管理・運営業務の一括発注による事業の効率化

設計、建設、維持管理、運営まで一括して事業者に委ねることにより、維持管理・運営業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、事業の合理化や効率化が期待できる。

(ウ) リスク分担の明確化による事業の安定運営

最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクの低減が図られるとともに、リスク顕在時

における適切かつ迅速な対応・過度な費用負担の抑制が可能となり、安定した事業運営が期待できる。

(エ) 財政支出の平準化・可視化

主な事業資金は民間が調達し、市は毎年一定の金額（サービス購入料）を支出することにより、財政支出の平準化が図られ将来の財政負担額を見通すことが可能になる。

(3) 評価の公表

評価内容については、保健体育課のホームページへ掲載する。

3 特定事業の概要

(1) 施設名称 (仮称) 児島学校給食共同調理場

(2) 事業方式 BTO (Build Transfer Operate) 方式

PFI法に基づき、事業者と市が事業契約を締結し、事業者自らが施設を設計・建設し、所有権を市に移管した後、維持管理及び運営を行う方式

(3) 事業者の主な業務範囲

- ア 既存施設の解体業務
- イ 設計業務
- ウ 建設業務
- エ 工事監理業務
- オ 建物・設備維持管理業務
- カ 調理設備調達業務
- キ 運營業務
- ク その他（資金調達等）